

官製談合事件告発 不当な不起訴処分

あいまいに終わらせない!

町民有志 審査申立へ

北川町長と議員・町民有志（計 28 人）が官製談合事件で告発（平成 23 年 3 月 17 日）していた件で、大津検察庁は不当にも不起訴処分としました。しかし、不起訴＝「潔白」が証明されたわけではありません。議員・町民有志の弁護をつとめた玉木弁護士から告発人に以下の書面が届きました。「不起訴処分」の問題点と今後について、法的な問題も含めて玉木弁護士さんに解説していただきました。（公表にあたって、編集者の責任で、配慮のため、一部実名を伏せています。）
今後、有志によって検察審査会への審査申立の準備を進める予定です。

官製談合事件告発 不当にも不起訴処分に

2012.4.18 弁護士 玉木昌美
甲良町長らが、山崎義勝前町長、野瀬喜久男前総務主監、山田壽一元議長、濱野圭市元副議長を競争入札妨害、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札防止等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反で告発した事件、甲良町議会が同 4 名を地方自治法違反（偽証等）で告発した事件について、大津地方検察庁は平成 24 年 4 月 12 日、「嫌疑不十分」を理由に不起訴処分とした。

分」を理由に不起訴処分とした。

濱野元副議長に 教えなければ

数字合わせは不可能

この官製談合事件の存在は、浜野工務店に落札させるために、わざわざ業者のランクアップをはかっていたこと、浜野工務店が最低制限価格（公表された予定価格に 40 万円を加算した数字）の 85 パーセントというどんぴしゃの数字で落札したことからも明らかであった。数字を合わせることは、前町長や前総務主監らが濱野圭市元副議長に教えないかぎり不可能なことであった。また、建設業法違反になることがわかりながら、浜野工務店

に落札させたことも争いはない。さらに、告発に当たり、その談合がなんと議会事務局の部屋を舞台に行われていたことも解明されていた。

検察庁が不起訴処分とした理由のひとつには、上記関係者 4 名が自白せず、否認をし続けたことが影響した可能性が高い。しかし、上記 4 名は、なぜ、浜野工務店がどんぴしゃの数字で落札できたかを今日まで何ら説明していない。

「官製談合の疑惑が 非常に濃厚」

別件の刑事裁判において、大津地裁の澤田正彦裁判官が、「上記事実関係からする

と、本件工事は、公表されていた価格が 1 億 7800 万円であったから、予定価格が端数が切捨てられる前の 1 億 7840 万円であり、その 85 パーセントに当たる額が最低制限価格であるとの予測を持つことは非常に困難というべきであるし、本来、本件工事を自力で行う能力のない浜野工務店を入札に参加させるべく配慮したことも認められるから、浜野工務店に落札させるようにし向けた、すなわち、最低制限価格を浜野工務店の関係者（具体的には、代表者の夫である濱野副議長）に漏らした官製

日本共産党演説会のご案内

☆と き：5月12日（土）午後2：00開会
☆ところ：ひこね市文化プラザ・エコーホール
☆お話し：清水ただし氏（写真の人）

中川むつ子（2区くらし福祉対策委員長）
現在、党大阪府副委員長を務める清水さんは、松竹芸能の元漫才師。わかりやすく、しかも楽しく政治・経済、そして日本共産党の姿など語っていただきます。



甲良民報

2012年4月22日 509号
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在土 463（西澤）
Tel.Fax38-4949

日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください

談合の疑惑が非常に濃厚である。」とした(平成23年4月14日宣告)まさにそのとおりであったものである。

それゆえ、北川豊昭町長らが今回の官製談合事件を、町民を代表して告発したのも、また、町議会が偽証等を告発したのも、まさに正当であり、当然のことであった。

踏み込んだ

証拠収集ができたのに

今回の官製談合は議会事務局を舞台に展開されたが、当時の議会事務局長が平成22年6月2日に自殺した。事務局長は官製談合に関係しており、鍵を握る人物であった。また、喚問前には濱野副議長から飲食の席に呼び出されているが、そのことも事件や自殺に関係している可能性が強いと推測される。事務局長が自殺をせず、捜査側に正直に供述しておれば、官製談合事件は前町長ら4名がたとえ否認をしたとしても、容易に解明されたであろうこと

は疑いない。事務局長から事情を聞くことはできなかったが、今回、議会事務局内の官製談合関係の会話等はある程度解明されていた。その点、検察は、「疑惑が非常に濃厚である。」とした別件の刑事裁判よりも踏み込んで証拠収集ができたにもかかわらず、不起訴にしたが、強く批判されるべきである。

警察の及び腰

そもそも捜査側が別件の立件には意欲的に動いて自白強要までしたのに対し、談合関係者に対しては、警察は当初から及び腰で、かつ、検察も、本件の告訴後捜査に長期間を要し、結論を不起訴にしたことは、何か政治的な思惑があったのではないかという疑念もないではない。

「不起訴処分」

= 「潔白」か??

いずれにしても、今回の不起訴処分により、山崎義勝前町長、野瀬喜久男前総務主監、山田壽一元議長、濱野圭市元副議長の「潔白」が証明

されたわけではない。「嫌疑なし」ではなく、「嫌疑不十分」なのである。「嫌疑不十分」は、嫌疑はあるが、検察官が証拠によって有罪を立証しきる自信がない、というだけのことである。真犯人も証拠が不十分なら否認し続け、証拠をつぶして逃げおおせることも可能となる。被疑者の自白がとれない事件は確かに検察にとっては重い。特に、本件では有力な関係者・当時の事務局長が自殺して事情を確認できないことがマイナスに作用しているかもしれない。皮肉にも、検察は、「疑わしきは被告人の利益に」の大原則に従ったものといえよう。

しかし、別件で大津地裁の澤田裁判官が指摘した上記判断が常識にかなう、町民にとっても納得できるものである。官製談合事件の主人公たちが否認しているからといって、あいまいに終わらせることは許されない。ちなみに、事件の関係者4名のうち、山田壽一元議長、濱野圭市元副議長の2名がいまだに甲良町の町会議員として町議会にいるが、上記官製談合事件の関与からすれば、その資質に疑問があるといわざるをえない。まして、万一仮に、彼らが不起訴処分をもって「潔白」を主張するとしたら、「不起訴処分」

の法的意味を知らないことを町民にアピールするだけのことであり、町民の失笑をかうことになる。

検察審査会に審査の申立へ

今後は、検察審査会における審査を申し立て、「起訴相当」の決定をさせ、検察に起訴をさせて、官製談合で行政をゆがめた人たちに対し、当然の刑事処分がなされるようにしなければならない。

【小見出しは編集者】

西澤・丸山議員の話し

町民のみなさん、3年近くにわたるたたかいを支えていただき、誠にありがとうございます。私たちはみなさんと力を合わせて検察審査会に今回の「不起訴はおかしい」と申し立てる予定です。

玉木先生もふれておられるように、「官製談合で行政をゆがめた人たち」の責任は消し去ることはできないと強く思っています。昨今、検察や警察の不祥事、いや、犯罪がたびたび報道されているとき、地方とは言え、政治のトップが絡んだ疑惑の刑事責任追及が“司法のプロ”によって幕引きされるというのはよくある話です。

その癒着を許さないためにも「われわれ町民があきらめないこと」が大切だと思います。

